

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

「介護職員等特定処遇改善加算」とは

介護職員の処遇改善については、これまで多くの取り組みが行われてきましたが、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定として「介護人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。慈恵会としても、令和元年10月より加算算定を行っております。

この加算の算定するための必要要件はいくつかございますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、加算取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組みの講評（ホームページ等）をすることになっております。

この加算の対象区分は①経験・技能のある介護職員・②その他の介護職員・③その他の職員の3つに分類され、そして慈恵会としては①については「賃金改善後の年収が440万円以上」の実績を作るよう設定し、①の賃金改善の平均額が②の2倍以上、②の賃金改善の平均額が③の2倍以上であることの要件にそって支給を実施します。

慈恵会支給区分概要

①経験・技能のある介護職員

勤続年数10年以上かつ介護福祉士を取得している介護職（正規職員）

②その他の介護職員

①に該当しない介護職（月給）

③その他の職員

②に該当しない介護職および一部介護職以外の職員

事業所毎特定処遇改善加算取得状況

事業所名	サービス名	取得加算
特別養護老人ホーム正邦苑	介護老人福祉施設	加算Ⅰ(2.7%)
正邦苑短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅱ(2.3%)
正邦苑指定通所介護事業所	通所介護	加算Ⅱ(1.0%)
デイサービスセンター正邦苑	通所型サービス(独自)	加算Ⅱ(1.0%)
正邦苑静乾指定介護老人福祉施設	介護老人福祉施設	加算Ⅰ(2.7%)
正邦苑静乾指定短期入所生活介護事業所	(介護予防)短期入所生活介護	加算Ⅱ(2.3%)
グループホーム正邦苑城田	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	加算Ⅱ(2.3%)
指定訪問介護事業所 正邦苑中須	訪問介護	加算Ⅰ(6.3%)
指定介護予防訪問介護事業所 正邦苑中須	訪問型サービス(独自)	加算Ⅰ(6.3%)

職場環境等要件について

分類	内容
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）
労働環境・処遇の改善	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
その他	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減